

新型コロナウイルス・インフルエンザ罹患時の対応

新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断されたら

- ① 学校へ罹患の連絡をする。
 連絡先：ネット受付 C-Learning 「欠席連絡」のから送信
 欠席・遅刻連絡画面の右上にある「+」を押し、事由の欄に発症日を入力する。
 電話受付 平日午前8時20分～午後4時50分 053-471-8341 (学校事務室)
- ② 出席停止期間は自宅で休養する。
- ③ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に体温等必要事項を保護者が記入する。
 出席停止期間は毎日午前・午後に検温し、経過報告書に体温を記入。
 ※経過報告書は本校 HP「在校生」からダウンロード可。
- ④ 再登校の可否は下記「出席停止期間」に準じて保護者が判断する。生徒は登校の際に経過報告書を持参し、朝、担任に提出する。

出席停止期間

○新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※発症した日を0日目として数える。

※無症状の感染者は検体を採取した日を0日目として数える。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

○インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。

※発症した日を0日目として数える。

※平熱となった日を0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過していること。

【参考 新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	新型コロナウイルス発症	最短でも発症後5日は出席停止						
ケース1 発症後2日目に症状軽快			症状軽快	軽快後1日			登校 できます	
ケース2 発症後4日目に症状軽快				症状軽快	軽快後1日		登校 できます	
ケース3 発症後5日目に症状軽快					症状軽快	軽快後1日	登校 できます	